

多重債務者相談窓口向けアンケート
(23年度下半期～24年上半期 市区町村)

- ※ このアンケートは、自治体の多重債務者相談窓口における相談状況等を把握することを目的として、実施するものです。
- ※ Q1～Q4及びQ7は、平成24年9月30日を記入時点とします。
Q5、Q6は、平成23年10月1日～平成24年9月30日の合計値を記入してください。
- ※ このアンケート結果は全て公表されます。

1. 相談窓口の設置状況について

Q1. 多重債務者からの相談を受け付ける相談窓口を設置していますか。

「はい」の場合には回答欄で「1」を選択、「いいえ」の場合には回答欄で「0」を選択してください。

- ※ 多重債務者からの相談以外にも併せて受け付ける相談窓口（消費生活センター等）を設置している場合を含みます。

(以下Q2～Q4はQ1で「1」を選択した場合のみお答えください。)

Q2. Q1の相談窓口は常設されていますか。

「はい」「いいえ」のどちらかを選択してください。

- ※ 「常設」とは市区町村役場が開いている時間に概ね相談窓口が開いている状態とします。

Q3. Q1の相談窓口で多重債務者からの相談に従事する職員は何名ですか。

以下①～③の分類に応じて、人数を記入してください。

- ① 嘱託（非常勤）職員
- ② 常勤の行政（一般）職員
- ③ 相談業務を外部に委託している場合には、委託先で相談業務に従事する相談員

- ※ 「多重債務者からの相談に従事する職員」とは、多重債務者からの相談を実際に受け付ける（多重債務相談以外の相談を受け付ける場合も含みます。）職員とします。
- ※ 他の業務と兼務している職員も1名と数えます。

Q4. Q1の相談窓口と、市区町村内の他部署との間で、多重債務問題に関する

る連携体制を構築していますか。

「はい」「いいえ」のどちらかを選択してください。

- ※ 「連携体制」とは、自治体内の内規等により連携体制が明記されている場合に加えて、担当者同士がお互いを認識し連絡できる状態にあるなど、実質的に連携できる体制がある場合を含みます。

2. 相談窓口における相談状況について

(以下Q5・Q6については、同一相談者が同一の借金の相談について複数回相談に訪れた場合でも、1件(1名)とカウントします。仮に、一度債務整理した相談者が、再度、別の借金の問題で相談に訪れた場合には、相談件数は2件(2名)とカウントします。)

Q5. 平成23年10月1日～平成24年9月30日までの月別の相談件数をお答えください。

※ 非対面による相談とは、電話、ファックス、メール等による相談を指します。

	23年 10月	11月	12月	24年 1月	2月	3月
I. 対面による相談件数	①	④	⑦	⑩	⑬	⑯
II. 非対面による相談件数	②	⑤	⑧	⑪	⑭	⑰
III. I. II. のうち、相談者が他市区町村の住民である件数	③	⑥	⑨	⑫	⑮	⑱

4月	5月	6月	7月	8月	9月
⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔
㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚
㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	㊱

Q6. 相談者のプロフィールについてお答えください。

(平成23年10月1日～平成24年9月30日までの合計人数)

- ※ Q5でお答えいただいた相談件数(合計)の内数でご記入ください。
※ 「相談者」とは、多重債務を抱えている本人を意味します(例えば、夫婦・親子等で相談に訪れた場合であっても、当事者である一人についてご記入ください。)

(1) 性別

	男	女	不明
人数	①	②	③

(2) 年齢層

	10代	20代	30代	40代	50代	60代以上	不明
人数	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦

(3) 職業

	給与所得者	自営・自由業	家事従事者	学生	無職	不明
人数	①	②	③	④	⑤	⑥

※ 職業の分類は、PIO-NET の分類（消費生活相談カードの記載項目）に従うこととします。

3. 多重債務者対策について

Q7. 多重債務者対策について、現状の問題点や今後についてご意見・ご要望がございましたら、ご自由にご記入ください。

(以上)